

「徳島県みどりの食料システム戦略基本計画(案)」の概要

～「持続可能な農林水産業の実現」を目指して～

1 計画の位置づけ

背景

- (1) 地球温暖化に伴う気候変動による作物の「生育不良」や「品質の低下」、「新たな病害虫の発生」など、国内外において「食料生産上の課題」が顕在化
- (2) 将来に亘る「食料の安定供給」の実現に向けて、GX・DX時代を捉えた新たな政策の推進が必要

対応

- (1) 国において、「みどりの食料システム戦略」が策定され、「みどりの食料システム法」が令和4年7月に施行
- (2) 県において、「みどりの食料システム戦略」に即応するため、同法第16条に基づき、県基本計画を策定

2 基本理念

2 基本理念

本県農林水産業関係者のみならずオール徳島で、抜本的なチャレンジを図る道しるべとして、

徳島県における「持続可能な農林水産業の実現」を目指し、
 •GX・DXによる「みどりのイノベーション」
 •「エシカル消費」を通じて、「みどり戦略実践産地」の創出を図る。

3 計画の体系

計画期間	令和5年度～令和9年度(5年間)
策定主体	徳島県 及び 県内全24市町村



4 数値目標

【戦略目標】	<R12目標>
・化学農薬使用量の低減	10%低減
・化学肥料使用量の低減	20%低減
・有機農業の面積拡大	1.5%

【主な関連施策目標の項目】	<R9年度目標>
・環境負荷低減事業活動実施計画認定件数	
・エシカル農産物の生産面積	
・学校給食に地場産物を活用する割合	

5 主な施策

徳島県版みどりの循環の概要

- ①「調達」
 - ・耕畜連携による自給飼料生産推進
 - ・廃菌床等未利用資源の有効活用
- ②「生産」
 - ・エシカル農業の推進
 - ・生産者が農業を継続可能とする新技術の開発普及

③「加工・流通」

- ・農作物の物流体系の効率化促進
- ・再生産可能価格を実現する販売体制の構築

④「消費」

- ・エシカル消費の推進
- ・学校現場での農業体験推進
- ・県産品の給食活用による食育の推進

法定事項の概要

- ①環境負荷低減事業活動として、「推奨する類型」の設定について
 - ・化学肥料・化学農薬の使用減少の促進
 - ・温室効果ガスの排出量の削減の促進
 - ・化石燃料由来のプラスチックの使用量削減
 - ・「バイオ炭」の施用による土壤炭素貯留の促進 等

②特定区域の設定について

- ・地域のモデル的な取組をより一層促進する特定区域を設定

③基盤確立事業の内容について

- ・品種改良や低コスト機械開発などのみどりのイノベーションの推進

④流通及び消費の促進について

- ・流通分野のエネルギー使用の低減
- ・生産者との交流による食育の推進